出席停止及び登園許可書(医療機関記入)についてのお知らせ

以下の学校感染症と診断された場合、学校健康安全法により出席停止となります。医師の指示のもと療養期間を経て登園する際には、下記の登園許可書を医療機関に記入していただき、園にご提出ください。医療機関の 定める文書料が必要となりますので、ご了承ください。

※新型コロナウィルス感染症、インフルエンザについては【登園届】をご提出ください。

*診断を受けた際は、園までご連絡ください。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準					
第	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血						
_	熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白隨炎(ポリ	治癒するまで					
種	オ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症						
	候群、特定鳥インフルエンザ						
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の抗菌性物質製					
		剤による治療が終了するまで					
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで					
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日					
		を経過し、かつ全身状態が良好になるまで					
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで					
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで					
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで					
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎						
第	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸	症状によりかかりつけ医その他の医師において感染のお					
Ξ	チフス。パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性	それがないと認めるまで					
種	結膜炎						

登園許可書(医療機関記入)

園児名			組	氏名	氏名			
感染症								
出席停止期間	令和	年	月	日から令和	年	月	日まで	

上記の通り、学校感染症のため、治療中でしたが、学校保健安全法基準により、感染のおそれがないと認めますので登園を許可します。

令和	年	月	日					
医療機関名								
医師名								